

社会福祉法人横浜かがやき会役員等の報酬等支給基準規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜かがやき会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員会委員を併せて役員等という。

（役員等の報酬総額）

第3条 理事及び監事に対しては、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において定めるこの規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 評議員に対しては、定款第8条に規定するとおり、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において定めるこの規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

（理事長の報酬及び費用弁償）

第4条 役員の内、理事長の報酬については、別表1により月額で支払うことができる。

なお、理事会及び評議員会への出席または法人運営に係る理事長職務などを合わせて1ヶ月当たり8日以上勤務することとする。

2 理事長を兼務する法人職員に対しては、法人で定めた職員給与（賃金）等を支払うこととし、この規程による理事長の報酬等は支払わないこととする。

（役員等の報酬及び費用弁償）

第5条 役員等（理事長を除く）の報酬及び費用弁償については、理事会または評議員会、並びに法人運営に係る役員等の業務に携わったときに、別表2により日額で支払うことができる。

2 役員を兼務する法人職員に対しては、法人で定めた職員給与（賃金）等を支払うこととし、この規程による役員の報酬等は支払わないこととする。

（出張を伴う業務の報酬及び費用弁償）

第6条 役員等がそれぞれの立場で、第4条から第5条までに規定する業務に出張を伴う形で携わるときは、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 役員を兼務する法人職員に対しては、法人で定めた職員給与（賃金）等を支払うこととし、この規程による役員の報酬等は支払わないこととする。

（報酬及び費用弁償の支給）

第7条 理事長への報酬及び費用弁償の支給方法及び支給日は、常勤職員の給与の支給方法

及び支給日に準じる。

ただし、役員等（理事長を除く）への報酬及び費用弁償については、現金による都度払いとする。

（改正）

第8条 この規程を変更しようとするときは、定款第8条及び第21条による評議員会の決議を得なければならない。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

（役員等の費用の弁償に関する規程の廃止）

平成16年11月22日施行の「役員等の費用の弁償に関する規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（4条関係）

対 象 者	主な業務	報酬額等
理事長	理事会、評議員会への出席ほか法人運営に係る理事長業務	報酬額は、月額200,000円とする。 1ヶ月当たり8日以上勤務とする。

（注1）報酬額は、費用弁償（交通費）相当分を含んだ額とし、源泉徴収税額を含む。

別表2（5条関係）

対 象 者	主な業務	報酬額等
役員等（理事長を除く）	理事会、評議員会への出席ほか法人運営に係る役員等の業務	報酬額は、日額12,450円とする。

（注1）報酬額は、費用弁償（交通費）相当分を含んだ額とし、源泉徴収税額（2,450円）を含む。

別表3（6条関係）

対 象 者	主な業務	報酬額等
理事長	出張を伴う第4条に規定する法人運営に係る理事長業務	報酬は支給しない。 費用弁償については、交通費及び宿泊費の実費を支給する。
役員等（理事長を除く）	出張を伴う第5条に規定する法人運営に係る役員等業務	報酬額は、出張1回あたり12,450円とする。 費用弁償については、交通費及び宿泊費の実費を支給する。

（注1）報酬額は、源泉徴収税額（2,450円）を含む。

（注2）費用弁償は、自宅を起点・終点とする出張先までの経済的・合理的な経路及び方法による往復の交通費と宿泊を伴う場合の宿泊費（1泊2食）の実費額の合計額とする。